
差出人: 一般社団法人 日本生産技能労務協会
送信日時: 2020年2月7日金曜日 13:36
宛先:
件名: 【JSLA】経団連に対し、同一労働同一賃金を実現するための派遣先の配慮を要望しました
添付ファイル: 【JSLA】改正労働者派遣法（同一労働同一賃金関係）の円滑な施行についてのご協力依頼.pdf

会員各位

平素は格段のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

同一労働同一賃金の施行日4月1日がいよいよ目前に迫ってきました。

会員企業の皆さまは、改正派遣法を遵守するため、派遣料金の改定について派遣先と鋭意折衝されておられるところですが、派遣先の理解を得るのに苦慮されていると伺っています。

派遣先の理解なくしては、派遣労働者の公正な待遇を実現することはできませんので、当協会は、経済団体連合会に対し、派遣先の理解を促進するための協力をお願いすることとし、昨日2月6日、「改正労働者派遣法（同一労働同一賃金関係）の円滑な施行についてのご協力依頼」という要請文書を日本人材派遣協会と連名で提出しました（別添を参照ください）。

この要望書では、改正派遣法第26条第11項の「派遣先の派遣料金についての配慮義務」についても触れ、改正法の周知徹底の協力をお願いしています。

経団連では、現在、全国の経営者協会と各地で会合を開いており、その中で経団連幹部から、派遣料金改定への配慮について周知いただいております。

また、経団連のほかにも、日本商工会議所等の経済団体にも同様なお願いを進めているところです。会員企業の皆様におかれては、このような動きについてもご留意いただき、改正派遣法の適正な履行に取り組んでいただくよう、お願いいたします。